

## 財団法人富山県暴力追放運動推進センターの概要

- 1 設立年月日 平成4年3月30日
- 2 事務所所在地 富山県富山市新桜町3番2号
- 3 設立の目的 県民一体となった暴力追放運動を推進して、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって暴力のない安全で住みよい富山県の実現に寄与することを目的とする。

### 4 法令・条例等に基づく事業の委託等

事業	根拠法令・条例等
責任者講習事業	・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
暴力相談事業	・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

### 5 県の出資比率及び金額

出資比率	金額
86.1%	635,128,000円

- 6 事業
  - 1 暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動
  - 2 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動の支援
  - 3 不当行為に関する相談
  - 4 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
  - 5 暴力団から離脱の意志を有する者への援助活動
  - 6 事業所責任者に対する講習事業
  - 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第31条第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関業務の支援
  - 8 不当行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の援助
  - 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修
  - 10 不当行為の予防に関する調査研究活動
  - 11 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業